

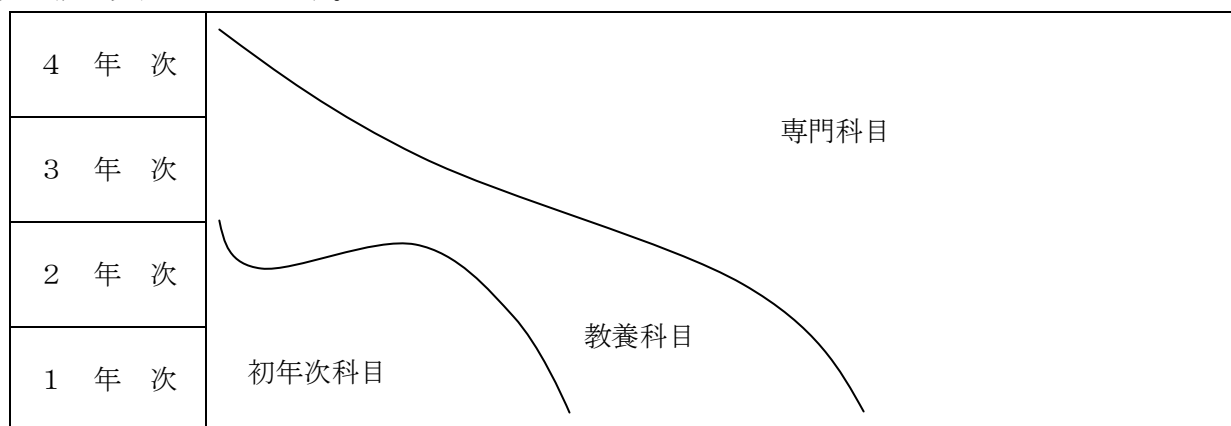
I 高知大学カリキュラムの概要

1 教育課程

本学では、在学する4年間（医学部医学科は6年間）を一貫した学士課程として捉え、特に充実した初年次科目を設定し、幅広い教養と深い専門性を身につけ、総合的な判断と柔軟な発想に基づく課題解決能力を修得できる新たな教育課程を編成しています。

教育課程は3つの教育科目に区分し、学部・学科・課程ごとの体系的なカリキュラムで構成されます。

初年次科目、教養科目を共通教育、専門科目を専門教育として区分します。なお、授業科目の履修年次は概ね次表のとおりです。



初年次科目

「学びの転換」「基礎的スキルの修得」「学問への動機付け」「キャリア形成支援」を柱に、入学後すぐに学びの転換を図り、自分で考え行動できる力、他者とコミュニケーションできる力、表現できる力を修得します。

また、早い段階からキャリア形成への動機付けを図ることで、4年間（医学部は6年間）の学士課程における自律的な学習を支えます。

教養科目

生活や人生を豊かにする幅広い教養と、それを身につけるための学習力を修得します。学生が自らの興味や関心に基づき、現実世界を理解し自己の世界観や生き方を学ぶために、多様な学術分野に触れるとともに現代的な課題に目を開く機会となることを目指します。また、就業に必要な諸能力の修得支援や資格取得支援科目も展開します。

専門科目

各学部における教育の目的に対応し、各学部の専門的学習に必要とされる基礎的な内容から高度な専門性を持った授業内容を展開します。専門科目は各学部が責任をもって開講する授業科目ですが、他学部学生の受講もできます。

2 履修に関する基本的事項

本学では、共通教育および専門教育においてたくさんの授業科目・題目が開講されています。これらの科目・題目に前記のような区分を設けたのは、卒業にはどのような学修内容が必要なのかを明示するためですが、各区分の具体的な内容については所属学部等で定められています。

(1) 単位の修得

ある授業科目を履修し、試験等によって成績評価され、その結果として、単位が認定されることを単位の修得とといいます。授業科目ごとに、修学時間、単位数が定められており、所定単位数を修得することで卒業が認定され、学位（学士）が授与されます。自分の学習計画を立てる上で、共通教育の科目および専門教育の科目で何単位の修得が必要なのか、1年生で何単位の履修が認められるのか、区分ごとに何単位修得すればよいかなど、授業科目の履修の基本となるのが単位制です。

(2) 授業時間

本学の授業時間は、90分授業の5時限制です。ただし、補講授業は6時限目に行います。

単位の計算に当たっては、90分を2時間として計算します。また、時限を「コマ」ともいいます。

区分	1時限	2時限	昼休み	3時限	4時限	5時限	6時限
月曜日	8:50	10:30	12:00	13:10	14:50	16:30	18:10
↓	↓	↓		↓	↓	↓	↓
金曜日	10:20	12:00	↓	14:40	16:20	18:00	19:40
	90分	90分	13:10	90分	90分	90分	90分

土曜日は休業日ですから原則として授業を行いません。なお、上記授業時間とは別に一定の期間に集中して授業を行う集中講義があります。集中講義は多くが特別授業期間（9月、2月）に開講されます。

(3) 学期制

本学は、多様な授業で学生の選択肢を広げるため、学期完結の2学期制をとっています。第1学期の授業は4月～8月、第2学期の授業は10月～2月に行いますので、学期ごとに履修計画を立てることができます。

(4) 授業形態と単位制度

授業形態については次のとおりです。

- 1) 講義・・・担当教員が講ずることを中心とした授業形態
- 2) 演習・・・学生の主体的な学習を中心として進行する授業形態
- 3) 実習・・・学生の実地または実物について学習、あるいは、実技や技能の修得を中心として進行する授業形態
- 4) 実験・・・実験で行われる授業形態
- 5) 実技・・・実技で行われる授業形態

大学の単位制度は、①教員が教室等で授業を行う時間及び②学生が事前・事後に教室外で準備学習・復習を行う時間を合わせて45時間の学修を1単位として構成されています。

各授業科目の単位は、この1単位45時間の学修を標準として、授業時間数を、講義・演習については15時間から30時間の範囲で、実習・実験・実技については30時間から45時間の範囲で大学が定めることとしています。

これに基づいて、本学では、1単位あたり、講義・演習は15時間以上（一部の演習については30時間）、実習・実験・実技は30時間以上の授業を行い、45時間に満たない時間は学生が自主的に学修（予習、復習）する時間としています。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、1単位に要する時間が別に定められています。また、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業については、上記のような授業時間の定めによらず実施されます。

以下は、単位の計算方法についての標準的な例です。

授業形態	単位数	授業時間数	学生が自主的に学修する時間数の基準	合計
講義・演習	1単位	15時間	30時間	45時間
	2単位	30時間	60時間	90時間
実習・実験・実技	1単位	30時間	15時間	45時間
	2単位	60時間	30時間	90時間

本学では、単位数を設定する上で、1時限90分の授業時間を2時間相当の学修時間と見なし、第1学期、第2学期とも試験期間を除いて各15週実施しています。例えば2単位の講義は、1時限90分の授業15週（30時間）の他に、60時間の自主的な学修が必要です。

（5）履修手続

履修登録（履修修正・履修取消を含む）は、一部の科目を除き、教務情報システム KULAS（WEB上）から行うこととなります。

（システムにログインし、トップメニューにある「履修登録」から行います。）

なお、共通教育や専門教育の授業を受講するためには、各学期初めの履修登録期間内に授業科目の登録をしなければなりません。ただし、集中講義は別に定められた期間に履修登録をします。

また、授業科目によっては、事前のオリエンテーションで受講を決定し履修登録を行うものもあります。教務情報システム KULAS の WEB 掲示板及び公用掲示板でお知らせしますので十分注意してください。

【教務情報システム KULAS とは？】

教務情報システム KULAS は、学生がインターネットを利用してシステムにログインすることで、履修登録、住所変更等の届け出、シラバス検索、学籍・履修・成績情報の確認、学生サービス情報（休講・補講・時間割変更・教室変更・講義連絡・落し物等）の通知・閲覧などを行うことができる修学支援システムです。

なお、一部のサービスは、学外のパソコンからも利用することができます。

学生の皆さんは、本システムを有効的に活用して、修学上の一助にしてください。

（6）履修登録

履修登録を行い、許可を受けた授業科目を受講しなければ成績評価は行われません。また、許可された授業科目を途中で放棄した場合でも、成績評価（不可 0～59 点）が行われることとなります。

- ① 履修登録は、原則教務情報システム KULAS（WEB 上）から行います。
- ② 履修登録は、学期ごとに期間を定めて行います。
- ③ その学期に履修する全ての授業科目（別途登録の集中講義を除く）を登録してください。
- ④ 履修登録にあたっては、二重履修（修得済科目の登録）、同一時間帯重複登録（曜日・時限の重複）、上限単位数（医学部を除く）オーバー等の履修登録エラーに注意しながら行ってください。

- ⑤ 1年次第1学期の初回履修登録期間には、履修登録相談窓口を設置しますので利用してください。各学部学科・課程等の先生方が担当します。
- ⑥ 履修登録期間、履修登録相談日等は公用掲示板及び教務情報システム KULAS の WEB 掲示板でお知らせします。

(卒業予定者の学期末に開講する集中講義の受講の禁止等)

第2学期末(秋季卒業希望者は第1学期末)に開講される集中講義は、成績評価が卒業判定会議に間に合いませんので、原則として卒業予定者の受講は認めないこととします。このことを踏まえて最終学年の履修計画を立てるようにしてください。卒業の可否に関わる事態が生じた場合には、学生サービスセンター学務課各学部教務担当、物部キャンパス教務担当、岡豊キャンパス教務担当で相談してください。

(7) 履修登録単位数の上限〔医学部を除く〕

【平成27年度以降入学生適用】

- ① 本学では、共通教育と専門教育で学生が必要な予習・復習の時間をもって、授業科目を適切に履修することができるようにするため、1学期間に履修登録できる合計単位数の上限を22単位として定めており、これを超えて履修登録を行うことはできません。

ただし、卒業の要件とならない科目や集中講義として開講される科目については、別に定めるところにより22単位の上限とは別に履修登録を行うことができます。

なお、複数学期にわたって開講される授業科目は、当該科目の単位数を開講される学期数で除した数が各学期の履修登録単位数として計算されます。

※ 放送大学、高知県立大学、高知工科大学、高知工業高等専門学校で履修することのできる単位互換科目についても、履修登録の上限制の対象となりますので注意してください。

- ② 履修登録単位数の上限が対象となるのは1年生～3年生です。4年生は対象外です。休学した場合も4年生になれば、履修登録単位数の上限は適用されません。

- ③ 成績優秀者の特例

下記のアとイの条件を満たした成績優秀者は、「履修登録単位数の特例に関する申請書」を提出することにより履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができます。成績優秀者の認定は、各学期末に行い掲示します。申請手続は定められた期間内に学生サービスセンター学務課各学部教務担当又は物部キャンパス教務担当で行ってください。

申請の時期は、掲示によりお知らせします。

成績優秀者の基準

ア. 過去1年間に履修登録の上限単位数の対象となる科目(以下「対象科目」という。)を32単位以上修得していること。ただし、本学に入学して最初の学期となる者及び直前の学期に休学等のやむを得ない事由によって通常の履修が行えなかったと認められる者は、当該学期において対象科目を16単位以上修得していることとする。

イ. 過去1年間において成績評価された対象科目のGPAが、3.0以上であること。

※GPAの説明は「(12) GPA」を参照してください。

(8) 履修登録の確認

履修登録のされていない授業科目を履修しても成績評価が行われず、単位は認定されません。必ず履修登録の結果を確認のうえ受講してください。

- ① 履修登録完了後、教務情報システム KULAS において履修登録確認を行い、履修計画と照合して、誤りがないかを確認してください。
- ② 履修登録の追加・取消があれば、履修登録修正期間内に手続きを行ってください。
- ③ 成績評価を希望しない科目は、履修登録を取消しますので所定の取消期限までに手続きを行ってください。
- ④ 履修登録の修正及び取消についても、一部の科目を除き、教務情報システム KULAS から行います。

(9) 二重履修

開講されている授業科目（題目）には、同じ授業科目名（授業題目名）あるいは、名称が違っていても同じ授業内容とされているものがあります。これらの授業の一方を履修し単位を修得している者が他方を履修しても卒業所要の単位として認定されません。これを二重履修と言います。

(10) 試験と成績評価

原則として、各学期末の試験期間に試験を実施し、成績評価が行われます。成績評価の方法は、試験、レポート等、各教員によって異なりますので、授業科目毎の成績評価基準をシラバスの「成績評価の方法」で確認してください。

なお、次に該当する場合であっても所定の期間内に履修登録の取消手続きが行われていなければ成績評価（59～0点）は行われます。

- ① 受験資格（授業時数の2/3以上の出席）がない場合
- ② 授業を途中で放棄した場合
- ③ 履修登録のみで授業に1回も出席していない場合

(11) 成績通知

成績評価の結果は、学期ごとに大学が定める期日以降において、教務情報システム KULAS または証明書自動発行機からの「個別成績表」の取得により、評点（100～0点）及び評価（秀・優・良・可・不可）の確認を行うことができます。

※平成27年度以降入学生の評点に対する評語は、秀（90点以上）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）

なお、各学期の成績公開日については、各学期末に公用掲示板及び教務情報システム KULAS の WEB 掲示板にてお知らせします。

また、原則として、1年に1度、3月中旬頃に保護者の方へ「個別成績表」を送付し、成績を通知します。

(12) GPA

本学では、学生の学業成績を評価する方法の一つとして、GPA（Grade Point Average）という手法を用いています。GPAの算出には、いろいろな方法がありますが、本学では、以下のような計算式による functional GPA という計算方法で対象科目の GPA を算出しています。ただし、科目の得点が59点

2) 出典を明記せずに他者の著作物の内容等(インターネット上の情報も含む)を引用した。

※この行為は剽窃といえます。他者の文章等を引用する場合は、引用部分を明示し、出典を明記することが必要です。また、明記した場合も、レポートが課されることの意味を理解し、多くの場合自己の意見・考えを書くことが大切であることに留意してください。

9. その他、履修に関する取扱いについては、所属学部等の履修規則、履修案内等を確認し、通常より授業、試験に対しては、真摯な態度で臨むこと。

(14) 追試験

正当な理由により試験を受けられない場合は、事前の申し出により、追試験等による評価を受けることが認められます。なお、事前に申し出ることができなかった場合は、できるだけ速やかに教務担当事務に連絡し、当該試験の終了後1週間以内に申し出てください。申請方法及び実施方法等は、共通教育の科目は学生サービスセンター学務課共通教育担当、専門教育の科目は学生サービスセンター学務課各学部教務担当、物部キャンパス教務担当、岡豊キャンパス教務担当までお問い合わせください。また、正当な理由については、以下に掲げる事項とします。

1. 特例欠席の事由(1)から(12)までに掲げられているもの。
2. 疾病、負傷。(診断書、診療明細、処方箋、薬袋等罹患したことがわかるものの提出が必要。)
3. 公共交通機関の乱れ、交通事故等。(公共交通機関の場合、遅延証明書等の提出が必要。また、歩行時、車両運転時等の事故の場合は、事故証明書等の提出が必要。)
4. 就職採用試験(参加が義務づけられている説明会を含む。)の受験。(就職採用試験の通知文書等、日時・場所・試験内容等がわかるものの提出が必要。)
5. 自然災害その他非常事態。(場合によっては、新聞記事等の提出が必要。)
6. その他各学部等が認めたもの。

(15) 特例欠席

下記の事由により授業を欠席する学生は、授業担当教員に申し出ることにより、通常の出席扱いにはなりません。試験の受験資格の際に考慮されます。この取扱いを希望する場合は、学生サービスセンター、物部キャンパス学務事務室、岡豊キャンパス学務事務室に事前に申し出て、手続を行ってください。なお、(8)、(9)、(11)による理由の場合は、事後申請も受け付けますが、できるだけ速やかに申し出てください。

- (1) 教育実習・応用実習・保育実習・支援実習(実習校との打合せを含む)
- (2) 博物館実習(実習先との打合せを含む)
- (3) 介護等体験(受入先との打合せを含む)
- (4) 授業として行う企業研修(インターンシップ)(相手先との打合せを含む)
- (5) 学会での発表
- (6) 以下の演奏会・美術展覧会等参加
 - ① 中国・四国地区国立大学連合演奏会及び連合美術展覧会
 - ② 全国又は地区を統括する団体が主催する演奏会・展覧会(全日本コンクール、全日本コンクール中・四国大会等)
 - ③ 全国を統括する団体が主催する文化系の大会又は全国規模の大会(全日本コンクール等)
- (7) 以下のスポーツ競技会参加
 - ① 四国大学総合体育大会

- ② 日本を代表して出場する国際大会（オリンピック，世界選手権，ユニバーシアード等）
 - ③ 都道府県の代表として出場する国内大会（国民体育大会等）
 - ④ 全国を統括する競技団体が主催する大会（全日本選手権大会等）
 - ⑤ 全日本学生連盟が主催する大会（全日本学生選手権大会等）
 - ⑥ 地区学生連盟が主催する大会（西日本地区大会，中国・四国地区学生選手権大会等）
- (8) 学生の親族（3親等以内）の死亡
 - (9) 学校保健安全法施行規則に定める感染症による欠席（インフルエンザ等）
 - (10) 裁判員制度に関わる裁判所からの呼出
 - (11) 公共交通機関の遅延，運休等
 - (12) その他，上記以外の理由による欠席で学士課程運営委員会議長が認めるもの

※上記項目のうち，大学側で把握できないものについては，当該事由を証明する書類（写し可）や診断書等が必要となります。

(16) 気象警報・避難勧告等発表または発令時における授業及び定期試験等の取扱い

本学では，台風等により災害の恐れがある場合に，学生の事故の発生を防止するため，授業及び定期試験等（以下「授業等」という。）の取扱いを次のとおり定めています。

1) 気象警報発表時の授業等について

休講の措置等は，キャンパス毎に行うこととし，朝倉キャンパスにあっては高知市，岡豊キャンパスにあっては高知市または南国市，物部キャンパスにあっては南国市または香南市の気象警報に基づく。

(1) 暴風警報が発表された場合の取扱い

高知地方気象台から「暴風警報」が発表された場合，当日の授業等の取扱いについては，次のとおり休講とする。

- ① 午前7時の時点で発表されている場合は，午前中の授業等は休講とする。
- ② 午前7時から午前11時までに発表された場合は，それ以後の午前中の授業等を休講とする。
- ③ 午前11時までに解除された場合は，午後の授業等を行うものとし，午前11時までに解除されない場合は，午後の授業等は休講とする。
- ④ 午前11時以降に発表された場合は，それ以後の午後の授業等を休講とする。

(2) 特別警報が発表された場合の取扱い

高知地方気象台から「大雨」，「暴風」，「大雪」，「暴風雪」の特別警報の発表があった場合の当日の授業等の取扱いについては，次のとおりとする。

- ① 午前7時の時点で発表されている場合は，全ての授業等を休講とする。
- ② 始業時刻後に発表された場合，当該キャンパスの全ての授業等を直ちに中止する。
- ③ 解除された場合であっても，当該日の授業等は実施しない。

(3) その他の警報が発表された場合等の取扱い

その他の警報が発表された場合には，授業等は原則として休講としないが，気象等の状況によっては，全学教育機構長及び関係学部長等が協議の上，休講とすることがある。

2) 避難勧告等※発令または発表時の授業等について

各キャンパスの所在地に市町村等から発令または発表された場合の当日の授業等の取扱いは，次の事項のとおりとする。

(1) 避難指示が発令された場合の取扱い

市町村から避難指示が発令された場合、次のとおり休講とする。

- ① 午前7時の時点で発令されている場合は、全ての授業等を休講とする。
- ② 始業時刻後に発令された場合、当該キャンパスの全ての授業等を直ちに中止する。
- ③ 解除された場合であっても、当該日の授業等を実施しない。

(2) 避難準備情報、避難勧告等が発令または発表された場合の取扱い

市町村等から避難指示以外の避難情報が発令または発表された場合には、全学教育機構長及び関係学部長等が協議の上、措置を決定する。

※避難勧告等について

避難準備情報、避難勧告、避難指示

気象庁の警報・注意報や特別警報とは別に、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、気象庁や国土交通省の観測データ、被害状況などに基づき市町村が発令する。

土砂災害警戒情報

大雨警報が発表されている状況で土砂災害の危険度が高まった場合に、都道府県と気象庁が共同で発表する。

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成27年8月改定内閣府(防災担当)）

より抜粋

「市町村長は、災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難勧告等が発令する・・・市町村長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民はこれらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。」

3) 居住地域等に気象警報・避難勧告等が発表または発令された場合等の取扱い

学生は、居住地域や通学路等に気象警報や避難勧告等が発表または発令される等の状況により、身の危険を感じる場合には、身の安全を最優先するものとする。これにより授業を欠席した場合や、公共交通機関の遅延・運休等により通学が不可能な場合等は、本人の申請により「特別の理由による授業欠席者の取扱いについて」の事項として取り扱う。なお、定期試験等が受験できない場合（30分以上の遅刻を含む。）は、本人の申請により「高知大学における定期試験の追試験取扱について」の事項として取り扱う。

4) 休講措置等の確認及び周知方法等

休講の確認及び周知方法等は、次のとおりとする。

- (1) 各学部等においては、この申合せによる取扱いを事前に学生及び教職員へ十分周知しておくものとする。
- (2) 気象警報・避難勧告等の確認は、高知地方気象台の天気予報及びマスメディア等により、学生及び教職員各自が行うものとする。
- (3) 大学は、「高知大学教務情報システム（KULAS）」及び「高知大学ホームページ」を通じて周知する。
- (4) 休講決定後、直ちに帰宅することが危険な場合には、全学教育機構長の決定の下、学内に待機

させるなどの必要な措置を行うものとする。

5) 補講の実施等

- (1) 1) 及び 2) の措置により休講となった授業等は、補講等の適切な措置をとるものとする。その実施方法については担当教員が決定し、学生に周知する。
- (2) 定期試験日が休講となった場合は、原則として定期試験期間最終日の翌日（土・日曜日を含む。）を試験代替日とする。

6) その他

- (1) この申合せに定めるもののほか、不測の事態が生じた場合には、全学教育機構長及び関係学部長等が協議の上、措置を決定する。
- (2) 教育実習・病院実習・介護等体験・インターンシップ等の学外の実習については、各実習先又は実習担当教員の指示に従うものとする。

3 入学前の既修得単位の認定

本学では、教育上有益と認めるときは、新入学生が入学前に他大学等で修得した単位を、60 単位（人文社会科学部・教育学部・医学部は 30 単位）を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなし、単位認定を行うことがあります。単位認定は 1 年生時に行い、2 年生以上では行いませんので注意してください。

- (1) 認定は願い出により、教授会の議を経て行います。
- (2) 認定可能な既修得単位には次のようなものがあります。
 - ① 大学又は短期大学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）
 - ② 外国の大学又は短期大学で修得した単位
 - ③ 短期大学の専攻科及び高等専門学校専攻科で修得した単位
 - ④ 文部科学大臣の定める学修において修得した単位
 - ア. 大学の専攻科における学修
 - イ. 高等学校の専攻科の課程における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - ウ. 高等専門学校の課程における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - エ. 専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - オ. 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 6 条別表第 3 備考第 4 号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学等が行う講習又は公開講座における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
 - カ. 技能審査の認定に関する規則（昭和 42 年文部省告示第 237 号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの（英語検定準 1 級以上）
- (3) 単位の認定を希望する学生は、学生サービスセンター学務課各学部教務担当、物部キャンパス教務担当、岡豊キャンパス教務担当まで申し出てください。

4 在学中に修得した単位の認定

下記に該当する場合は、本学において修得した単位とみなし、単位認定を行うことがあります。

(1) 認定は、願い出により教授会の議を経て行います。

① 放送大学・高知県立大学・高知工科大学・高知工業高等専門学校との単位互換による単位認定

② 他大学等で修得した単位の認定

協定校への派遣留学や、休学中の留学等により、他大学等で修得した授業科目について単位認定することがあります。

③ 英語の資格試験（検定試験）による単位認定

文部科学省認定の「実用英語技能審査基準」に基づいて財団法人日本英語検定協会が実施する試験で、準1級以上の資格を認定されているものについては、以下のとおり認定されることがあります。

※平成28年度以降入学生（地域協働学部生除く）の場合、教養科目の「国際英語」4単位

(2) 単位認定を希望する学生は学生サービスセンター学務課各学部教務担当，物部キャンパス教務担当，岡豊キャンパス教務担当まで申し出てください。

5 アドバイザー教員及びオフィスアワー制度

入学時から卒業時まで学生全員にアドバイザー教員がつきます。アドバイザー教員は、入学から卒業までの学習計画，履修指導，生活や就職まで，多方面な相談役を務めます。そのため，学生の連絡・相談に応じるオフィスアワーを設けています。

各教員のオフィスアワーについては，シラバスや掲示板等で確認してください。

6 連絡の方法

(1) 掲示板

高知大学では学生それぞれが必要な掲示を見ていることを前提にして行事等が進行していますので，掲示を見落としのために重大な事態が生じないように，教務情報システム KULAS や公用掲示板を授業の合間等で必ず確認する習慣をつけてください。

<WEB 掲示板>

教務情報システム KULAS において，講義連絡・休講通知・補講通知・教室変更・時間割変更などの教務関係情報を WEB 上で提供しています。

なお，WEB 掲示板で提供される情報については，学内ネットワーク，学外インターネット等を利用して，教務情報システム KULAS にログインすることで閲覧することが可能です。

<公用掲示板>

朝倉キャンパス…教務関係（人文社会科学部棟西側），教員免許状・実習・資格関係（共通教育棟2号館東側），学生生活関係（共通教育棟1号館）及び共通教育関係（共通教育棟3号館東側）

岡豊キャンパス…教務・学生生活・共通教育関係（講義棟1・2階，実習棟3階，臨床講義棟2階，看護学科棟1階）

物部キャンパス…教務・学生生活・共通教育関係（農林海洋科学部1号館北側）

(2) 現住所等の登録・確認

「現住所等の登録・確認」を各学期初めの WEB 履修登録直前に必ず行っていただきます。教務情報システム KULAS で WEB 履修登録を行う過程において、現住所等の登録・確認画面が現れますので、画面の指示に従って登録あるいは確認を行ってください。

この現住所等情報は、大学側から本人や家族・保証人の方への緊急を要する連絡、災害時等の確認等に使用されるものであり、通常は個人情報として厳重に管理されています。緊急時に連絡がとれないと学生本人に重大な損害を招く恐れもありますので、必ず登録を行ってください。

また、登録事項に変更があった場合は、その都度、教務情報システム KULAS から訂正を行ってください。

7 早期卒業〔医学部・地域協働学部を除く〕

本学学生で、本学に3年間在学し、卒業の要件として所属する学部の定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる場合、本人の申請により卒業が認められることがあります。

早期卒業を希望する者は、2年次第1学期末に学生サービスセンター学務課各学部教務担当又は物部キャンパス教務担当まで申し出てください。

早期卒業に必要な単位の修得や履修方法については、アドバイザー教員等と十分相談してください。申請期間については、掲示でお知らせします。

8 秋季（9月）卒業〔医学部を除く〕

4年以上在学し、所定の授業科目を履修してその単位を修得し、学部等の定める卒業の資格を得た場合、本人の申請により、秋季（9月）卒業が認められることがあります。

秋季（9月）卒業を希望する者は、4月に学生サービスセンター学務課各学部教務担当又は物部キャンパス教務担当まで申し出てください。申請期間については、掲示でお知らせします。

9 地域関連科目について

シラバスの「地域関連科目区分」の欄に地域関連科目という記述がある授業科目があります。地域関連科目は、高知大学の理念「地域社会及び国際社会に貢献しうる人材育成と学問研究の充実・発展を推進する。」の下に、地域が直面する諸課題を自ら探求し、幅広い視点で考え、その解決策を提案できる人材を育成するために地域を盛り込んだ内容を展開している授業をいいます。

地域関連科目で取り上げている地域とは、高知県を指し、以下に掲げる人材育成目標を目指して、それぞれの授業において、高知県の事象を教材として具体的に取り扱った内容（必ずしも毎回の授業で地域に関する内容を扱っているとは限りません。）を展開しています。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">①地域を志向し地域再生・活性化に関心を持つ人材の養成②自らの専門的学びを地域再生・活性化に活かそうとする姿勢・意欲を有する人材の養成③自らの専門知識を活かすために地域課題を理解する能力を持つ人材の養成④地域再生・活性化のための地域協働を組織し管理するリーダーの養成 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

平成27年度以降入学生のうち、教育学部、理工学部、農林海洋科学部、地域協働学部、土佐さきがけプログラムの学生は、共通教育教養科目や専門科目の履修について、卒業要件が定められていますので、注意してください。詳しくは、各学部教務担当窓口で確認してください。

10 地方創生推進士について

「地方創生推進士」とは、高知県内の産学官が連携し実施する「まち・ひと・しごと創生 高知イノベーションシステム※」事業の一環として平成 28 年度に新設された称号です。

地方創生推進士育成科目（準正課科目を含む。）を以下のとおり履修し、審査を経て認証された学生に授与され、「地域に対する理解と愛情を有する自律的で『協働』能力を持った人材」として大学が認定しますので、高知県内への就職に際して有利に働く場合があります。

地方創生推進士育成科目（準正課科目を含む。）は、1st～5th の Phase が設定されており、地域について“知る”，“もっと知る”，“会う”，“体験する”，“協働する”科目が各 phase に配置されています。地方創生推進士育成科目（準正課科目を含む。）一覧については、「まち・ひと・しごと創生 高知イノベーションシステム」のホームページ（<http://www.kochi-cocplus.jp/>）を参照してください。

また、シラバスの「COC+ Phase」欄に該当科目の Phase が記載されていますので、地方創生推進士の称号取得に向けた履修の際に参考にしてください。

※まち・ひと・しごと創生 高知イノベーションシステム

平成 27 年度に文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に申請，採択を受けた事業。

地域が求める人材を育成するとともに、地域に新たな雇用を創出するために、地域の産学官が連携して実施する。高知大学が代表機関となり、高知県立大学、高知工科大学、高知工業高等専門学校、土佐経済同友会、高知県中小企業家同友会、高知県工業会、高知県経営者協会、高知県が事業協働機関、高知学園短期大学が協力機関として参画している。

【地方創生推進士称号取得までの流れ図】

地方創生推進士育成科目（準正課科目を含む。）を 1st phase～4th phase まで全て修得

【1st phase：地域を“知る”】

- ・ 課題探求実践セミナー（初年次必修） 2 単位
- ・ 地方創生推進士育成科目（準正課科目を含む。） 2 科目 4 単位以上
計 3 科目 6 単位以上

【2nd phase：地域を“もっと知る”】

- ・ 地方創生推進士育成科目（準正課科目を含む。） 2 科目 4 単位以上

【3rd phase：地域と“会う”】 いずれかを選択し修得

- ・ 地方創生推進士育成科目（準正課科目を含む。） 2 科目 4 単位以上

【4th phase：地域を“体験する”】 いずれかを選択し修得

- ・ 地方創生推進士育成科目（準正課科目を含む。） 2 科目 4 単位以上

【5th phase：地域と“協働する”】（必須ではないが、審査にプラス材料となる）

- ・ CBI プログラム, SBI プログラム, コラボ考房プロジェクト 等

※準正課科目は、別に指定する時間数等をもってそれぞれ「1 科目 2 単位」とみなします。

